

占冠村水資源保全審議会設置条例（素案）

（設置）

第1条 本村における水環境の保全について審議するため、占冠村水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ地下水及び水道水源等に係る水環境の保全に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 水環境又は森林保全に関する知見を有する者 2人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者 3人

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、村長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、水環境の保全について必要があると認めたときは、関係者の意見を聴くことができる。

5 審議会は、水環境の保全について必要があると認めた事項を調査し、又は鑑定を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、企画商工課で処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

占冠村地下水保全条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、村内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、村民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全することにより、村民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）を採取するための施設をいう。
- (2) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。
- (3) 採取者 第5条の規定により許可を受けた者及び第13条の規定により届出をした者をいう。

（村の責務）

第3条 村は、村民生活に支障が生じないようにするための地下水の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

（採取者の責務）

第4条 採取者は、地下水を涵養し、かつ、水採取量の縮減に努めるとともに、村が実施する地下水保全に関する施策に協力しなければならない。

（地下水の採取の許可）

第5条 村内で地下水を採取するための井戸（揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ）が8平方センチメートルを超えるものに限る。）を掘削しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可を受けたストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとする場合も同様とする。

- 2 村長は、前項の場合において、次条に定める許可基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。
- 3 国又は他の地方公共団体が地下水を採取しようとするときは、村長との協議が成立することをもって、第1項の許可があったものとみなす。
- 4 村長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

（許可基準）

第6条 地下水の採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。

- (1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 採取する地下水の用途が必要かつ適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であると認められること。

（説明会の開催）

第7条 第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、関係住民等に対し、井戸の設置工事の内容について説明会を開催しなければならない。

- 2 許可申請者は、説明会を開催する場合は、開催する日の10日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、村長に通知しなければならない。
- 3 村長は、説明会の開催にあたって、村職員を立ち合わせることができる。
- 4 許可申請者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその結果を村長に報告しなければならない。
- 5 許可申請者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。

(許可申請)

第8条 許可申請者は、次に掲げる事項に記載した申請書を村長に提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (4) 1日の平均採取量

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他村長の指定する図書を添付しなければならない。

(審議会)

第9条 村長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、占冠村水資源保全審議会設置条例に定める占冠村水資源保全審議会の意見を求めるものとする。

(許可又は不許可の通知)

第10条 村長は、第8条の規定により許可申請者から申請があつたときは、60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 村長は、前項の決定をしたときは、文書をもって当該許可申請者に通知しなければならない。

(完成の届出)

第11条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、井戸が完成した日から15日以内に村長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

(水量測定器の設置等)

第12条 被許可者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、毎月の採取量を村長に報告しなければならない。

(地下水の採取の届出)

第13条 村内で地下水を採取するため井戸（揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートル以下のものに限る。）を掘削しようとする者は、あらかじめ第8条に規定する事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第14条 採取者は、第8条第1項各号に定める事項に変更があつた場合においては、その変更あつた日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可及び届出の承継)

第15条 採取者から許可又は届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第16条 被許可者がその井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

(1) 井戸を廃止したとき。

(2) 井戸の揚水機を動力によらないものとし、又は揚水機の吐出口の断面積を8平方センチメートル以下としたとき。

2 井戸を廃止した者は、30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第17条 村長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 村長は、第5条第1項の規定に違反して許可を受けずに地下水を採取している者又は同条第4項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

3 村長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取を制限することができる。

(立入調査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第19条 村長は、地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置(採取行為の一時停止を除く。)をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第20条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第21条 第19条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、7日以内に村長に届け出てその検査を受けなければならない。

(停止命令)

第22条 村長は、第20条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

(氏名等の公表)

第23条 村長は、第19条、第20条又は前条の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者氏名等を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる者に対し、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 第17条第2項、第20条又は第22条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(2) 第11条、第13条又は第16条第2項の規定に違反した者

(2) 第5条第1項の許可を受けるにあたり、偽りその他不正な手段を用いた者

(3) 正当な理由がないのに第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほかその法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条から第26条の規定は、平成29年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第5条第1項に規定する井戸を利用し、又は掘削している者は、この条例の施行の日以後90日以内に第8条に規定する事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に第5条第1項に規定する井戸に該当する井戸を利用している者は、この条例の施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を村長に報告しなければならない。

5 村長は、附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく村長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。

占冠村水道水源保護条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、村の水道に係る水質の汚濁及び水源枯渇を防止し、水環境の保全と生命の源となる水源の保護を行うことにより、自然豊かな水環境と安全で良質な水を確保するとともに、良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 河川、湧水及び地下水から取り入れる水道の取水口をいう。
- (2) 水道水源 村の水道に係る水源をいう。
- (3) 水源保護地域 水道水源及びその上流地域において水質を保全することが必要な区域であつて、村長が指定したものをいう。
- (4) 協議対象施設 別表に掲げる施設をいう。

（村長の責務）

第3条 村長は、村民生活に支障が生じないようにするための水質の保全及び水源の保護に係る施策の実施に努めなければならない。

（村民等の責務）

第4条 村民等は、本村の区域において村長が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（水源保護地域の指定）

第5条 村長は、水源を保護するため水源保護地域を指定することができる。

- 2 村長は、前項の規定により水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係図書を一般の縦覧に供し、その意見を求めるものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により水源保護地域を指定しようとするときは、占冠村水資源保全審議会設置条例に定める占冠村水資源保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を求めるものとする。
- 4 村長は、前2項の意見を参考として水源保護地域を指定するものとする。
- 5 村長は、水源保護地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 水源保護地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
- 7 第2項から前項までの規定は、水源保護地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合についても準用する。

（規制対象施設）

第6条 協議対象施設のうち規制を受ける施設（以下「規制対象施設」という。）は、次に定める施設をいう。

- (1) 水道の水質を汚染するおそれのある施設
- (2) 水源の水量に影響を及ぼすおそれのある施設
- (3) 水源涵養となる樹木の伐採が必要となる施設
- (4) 取水を目的として水源の枯渇を招くおそれのある施設

（規制対象施設の設置の禁止）

第7条 何人も水源保護地域内において、規制対象施設を設置してはならない。

（協議及び措置等）

第8条 水源保護地域内において協議対象施設を設置しようとする者（以下「協議者」という。）は、あらかじめ村長に当該協議対象施設に係る規則で定める計画及び事業

の内容について協議書を提出するとともに、その内容について村長と協議しなければならない。協議者が協議対象施設に係る事業の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 村長は、前項の規定により提出された協議書について、水道の水質を保全するために必要があると認められるとき、又は水源の水量に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該協議者に対し必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。
- 3 村長は、第1項の規定による協議があった場合は、審議会の意見を求め規制対象施設であるか否かの認定をしなければならない。
- 4 村長は、前項の規定により当該協議対象施設を規制対象施設であると認定したときは、文書をもって当該協議者に通知しなければならない。

(協議の時期)

第9条 前条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる協議対象施設に応じて当該各号に定める時期までにしなければならない。

- (1) 別表中1に掲げる協議対象施設 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による申請又は同法第15条の規定による届出を行う日まで。ただし、施設の面積が10平方メートル以下の協議対象施設にあつては、着工しようとする日の30日前までとする。
- (2) 別表中2に掲げる協議対象施設 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可の申請の時まで。
- (3) 別表中3に掲げる協議対象施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による許可の申請の時まで。
- (4) 別表中4に掲げる協議対象施設 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第5条又は第7条の規定による届出を行う時まで。

(説明会の開催)

第10条 協議者は、第8条第1項の規定による協議を行う前に協議対象施設の事業内容並びにその事業活動に伴う水道水源への影響及びその防止策について、関係住民等に対し説明会を開催しなければならない。

- 2 協議者は、前項の規定により説明会を開催する場合は、説明会を開催する10日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、村長に通知しなければならない。
- 3 村長は、説明会の開催に当たって、村職員を立ち合わせることができる。
- 4 協議者は、説明会を行ったときは遅滞なくその結果を村長に報告しなければならない。
- 5 協議者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。

(勧告)

第11条 村長は、協議者が第8条第1項若しくは前条第1項の措置をとらず、又はとる見込みがないと認めるときは、協議者に対して指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

(中止命令)

第12条 村長は、次に定める事項に該当する者に対して、協議対象施設の設置又は使用中止を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項の規定による協議を行わず協議対象施設を設置し、又は使用している者

- (2) 第8条第3項の認定を待たず協議対象施設の設置に着手した者
- (3) 第8条第3項の規定により規制対象施設と認定されたにもかかわらず規制対象施設の設置に着手した者
- (4) 第11条に定める勧告に従わず協議対象施設の設置に着手した者
(水源保護の協力要請)

第13条 村長は、水源を保護するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し適切な措置を求めることができるものとする。

- 2 関係行政機関から本村に対し水源を保護するために協力要請があったときは、これに応ずることができるものとする。

(氏名の公表)

第14条 村長は、第11条の規定による勧告又は第12条の規定による命令に正当な理由なくして従わない者があるときは、その氏名等を公表することができる。

- 2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる者に対し、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第12条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほかその法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条から第12条及び第14条から第17条の規定は、平成29年9月1日から適用する。

別表(第2条関係)

協議対象施設	
1	給排水を利用する施設
2	砂利採取場、岩石採取場及び鉱物を採取し、又は土石を採取する施設
3	産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物を保管する施設
4	水質汚濁防止法に定める特定施設